

# 戸籍証明書等申請書(郵送用)

市区町村長様

令和 年 月 日

請求者	住所	〒		
	ふりがな 氏名	電話番号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 勤務先 ( )	
自署でない場合は、必ず押印をお願いします				

請求者の本人確認できる書類の写しを同封してください(氏名・生年月日・住所の記載のあるもの)

個人番号カード 運転免許証 資格確認書 その他 ( )

証明書の種類	手数料	通数	証明書の種類	手数料	通数
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	450円	通	除籍謄本 (除籍全部事項証明書)	750円	通
戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	450円	通	除籍抄本 (除籍個人事項証明書)	750円	通
改製原戸籍謄本	750円	通	附票(全部)	※ 200円	通
改製原戸籍抄本	750円	通	附票(一部)	※ 200円	通
その他 ( )	円	通	身分証明書	※ 300円	通

※手数料は「中標津町」の手数料です。他市区町村にご請求の場合はご確認ください。

本籍					
筆頭者	生年月日 ( )				
必要な方の 氏名	※抄本が必要な方は必ず記入してください 生年月日 ( )				
請求者と筆頭者との関係	<input type="checkbox"/> 本 その他( ) <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫				
※関係が確認できない場合は戸籍謄本等の写しが必要です。					
使用目的	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 →( )届 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金手続き				
	<input type="checkbox"/> 相続手続き →( )  <input type="checkbox"/> 出生までさかのぼったもの各( ) <input type="checkbox"/> ( )から( )まで各( )通				
<備考> ※必要な事項がある場合はご記入ください 例: 標津郡中標津町○条○丁目○番地の住所が載った附票					

# <<請求方法>>

下記の書類をそろえて、本籍地の市区町村へご請求ください。

- ① 戸籍証明書等申請書(郵送用)
- ② 手数料(郵便局発行の定額小為替または現金書留)  
※郵便切手、収入印紙での請求はできません。  
※定額小為替には何も記入をせず、そのまま送付してください。

- ③ 返信用封筒(切手を貼ったもの)  
送付先は住民登録地が原則となります。  
お急ぎの場合は速達扱いでご用意ください。

※おつりが発生した場合、返信用封筒に応じて下記のとおり対応いたします。  
・現金書留…現金                   ・現金書留以外…定額小為替

- ④ 申請者の本人確認書類の写し  
顔写真付きのもの→1点で確認(運転免許証やマイナンバーカード等)  
顔写真付きでないもの→2点で確認(資格確認書や診察券等)

※請求したい戸籍証明書がご本人または同じ戸籍の方以外の場合は、  
上記のほかにその関係を証明できる書類(戸籍の写し等)が必要になります。

## ○委任状について

次に該当する方は、使用目的を記入し本人の署名・押印のある委任状を必ず添付してください。

- ・戸籍証明 →本人または配偶者、直系尊属・卑属以外の方が請求するとき
- ・身分証明書 →本人以外の方が請求するとき

(偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。  
(戸籍法第133、134条)プライバシーの侵害又は差別的な事柄につながるような不当な  
請求には応じられません。)

## ○戸籍の電算化について

中標津町では平成20年1月26日より戸籍事務を電算化しました。  
平成20年1月26日までに、死亡や婚姻などでその戸籍から除かれている方は、改製後の戸籍  
及び附票には記載されません。また、附票については電算化時点での最終住民登録地からの履  
歴になります。

## お問合せ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場戸籍住民係

TEL 0153-74-0846







